

御代田町太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン【概要版】R2.11.20改訂

1. 対象となる土地(ガイドライン 1P)

土地面積1,000㎡以上に自立して設置する太陽光発電設備

2. 土地の選定に検討を要するエリア(ガイドライン 1P)

設置する土地及び周辺地域の環境への影響を検討する必要があるエリアを設定しています。

- ① 設置を避けるべきエリア (レッドエリア)
ガイドライン8P参照
- ② 設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア
(イエローエリア) ガイドライン9P参照
- ③ 設置を抑制するべきエリア
(第1種低層住居専用地域及び風致地区)

3. 事業者が配慮すべき事項(ガイドライン1P～3P)

事業の計画から設備の撤去処分に至るまで、事業者の責務を規定しています。(緩衝帯の設置を新たに規程 2P参照)

4. 土地所有者が配慮すべき事項(ガイドライン3P)

土地を売却又は賃貸する際に土地所有者の責務を規定しています。

5. 地域住民との合意形成(ガイドライン3P)

- ① 事業者は、区長(地域自治組織の代表)、事業用地の境界から概ね100mの範囲に家屋を有する方と居住する方、土地所有者等に対し事業内容について個別に説明をする。
- ② 場合によっては、説明範囲の拡大や説明会の開催の可否を判断します。
※区から要望することも可ですが、事業者の判断によります。

6. 協定の締結(ガイドライン3P)

- ① 事業計画が合計出力50KW以上の場合は、区と協定書を締結します。
※協定書案は、ガイドライン5P～7Pを参考に、適宜修正等加え作成していただいて構いません。
- ② 土地面積10,000平方メートルを超える事業は、町と事業者が協定を締結します。

※ ご不明な点や事業に対してご相談がある場合は、お手数ですが、建設水道課 都市計画係まで、ご連絡ください。